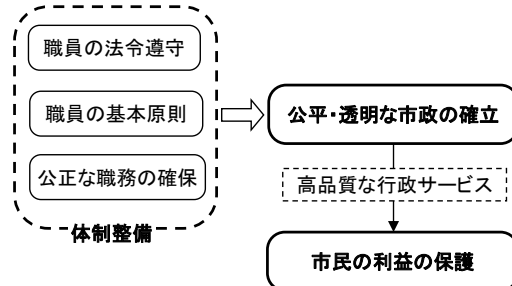


呉市における法令遵守の推進に関する条例の概要

I 目的

職員の法令遵守のための体制整備を図り、市政の透明化を推進するとともに、公正な職務の遂行を確保することにより、市民の負託にこたえ、信頼される市政を確立し、市民の利益を保護すること。



II 概要

- ① 職員の基本原則を明記するとともに、市役所内における法令遵守の体制を整備
- ② 公益通報制度を設け、市役所内部の不正行為を未然に防止又は早期に是正
- ③ いわゆる「口きき」、「働きかけ」など特定のものを他のものと比べ有利に扱うことを求めるなどの特定要求行為に対しては、記録して組織的に対応。そして不当な要求に該当するか審査会で審査し、組織として適切な措置を講じる。不当要求には屈しないという基本姿勢を明らかにし、公平かつ公正な市政運営を促進

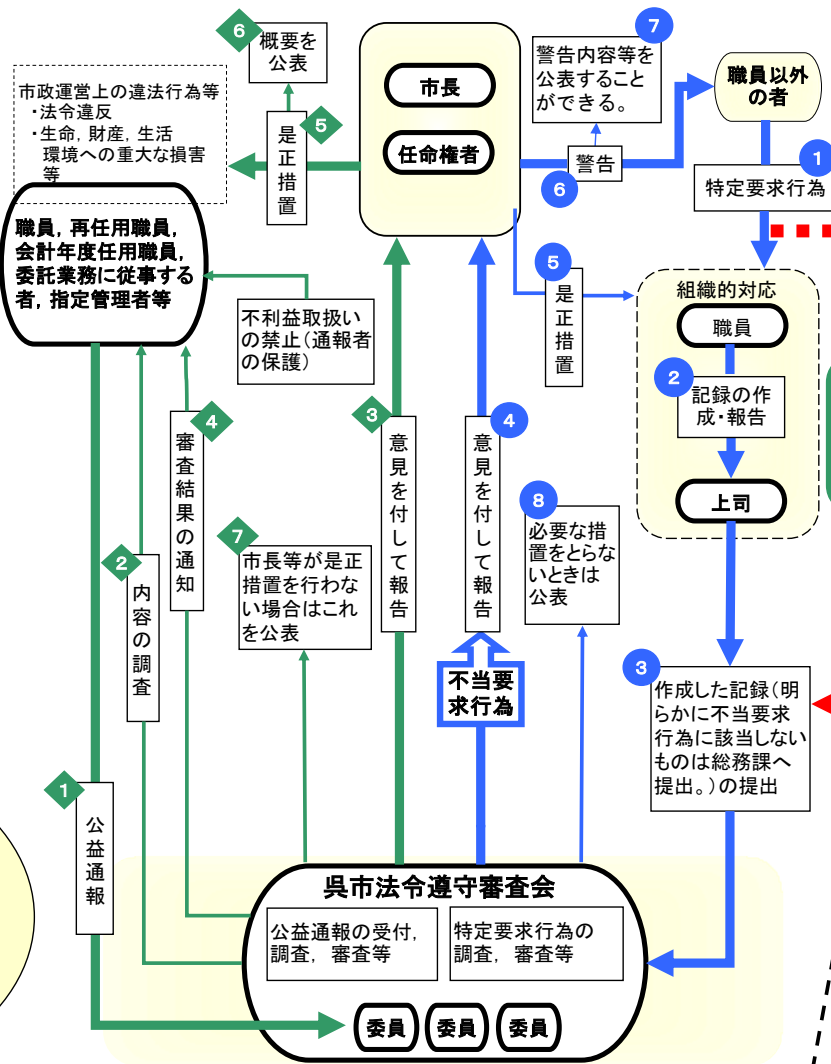
<職員の基本原則>

- ① 職員は、全体の奉仕者であることを深く自覚し、常に市民の立場に立って公正に職務を遂行しなければならない。
- ② 職員は、職務の遂行に当たっては、法令を遵守し、不当な要求に対しては、き然として対応しなければならない。
- ③ 職員は、行政の透明化を図ることにより、市政に対する市民の理解と協力を得られるよう努力しなければならない。

III フロー図

公益通報制度

特定要求行為への対応



IV 庁内推進体制

任命権者等の責務 (条例第4条)

- 任命権者は、職員に対する研修の実施、不当要求行為に対し適切な対応ができる体制の整備等、条例の目的を達成するために必要な措置を講じる。
- 管理・監督責任者は法令遵守及び倫理の保持について、所属職員に対して常に適切な指導を行う。

